

高校生等奨学給付金(私立)令和8年度 家計急変世帯(県内)

制度の概要

三重県では、災害の影響など予期しない事象により、保護者等の収入が激減し低中所得と認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費に必要な経費を支援するために返済不要の高校生等奨学給付金を給付します。

給付対象者

◎申請日において次の要件をすべて満たす世帯

・高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯

(特別支援学校の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)

・保護者等が三重県内に居住している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)

・令和8年1月1日以降に家計が急変し、保護者等の年収が490万円未満に相当すると認められる世帯。(生業扶助受給世帯は除く)

※定年退職や自主退職、自己都合によるものは対象とはなりません。

(詳しくは申請の手引き(令和8年度家計急変世帯)をご参照ください。)

給付額等

◎給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

※令和8年1月1日～7月1日に家計が急変し9月30日までに申請があった場合

世帯種別		給付額
(ア)住民税非課税の世帯	全日制・定時制	152,000円
	通信制	52,100円
(イ)年収270～380万円相当の世帯	全日制・定時制	50,670円
	通信制	17,370円
(ウ)年収380～490万円相当の世帯	全日制・定時制	38,000円
	通信制	13,030円

※就学支援金新制度の対象外となる、外国籍の生徒、又は外国人学校の生徒(令和8年度新入生である留学生を除く)は、住民税非課税相当の世帯のみ対象となります。

※7月2日以降に家計が急変した又は申請が10月以降の場合は、給付額は申請を受け付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、上表のものと異なります。

・申請のあった指定口座に、審査が完了次第、順次振り込みます。学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

所得割合算額の見込が非課税の世帯の場合（年収見込の例）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の 年収見込	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、事業所得者の場合は、営業所得を言います

必要書類

◎申請に必要な書類は**申請の手引き(令和8年度家計急変世帯)**をご参照ください。

申請方法

◎上記の要件をすべて満たす世帯は、**各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに各学校に提出してください。**

申請期限

◎**家計急変後、随時(令和8年12月25日)必着**

※申請書等必要書類の原本の受取日に応じて給付額が変わりますのでご注意ください。

- ・県内の学校の場合は各学校の提出期限に従ってください。
- ・申請期限を過ぎての申請は、受付いたしませんのでご了承ください。

申請書提出先

・県内の学校→**各学校の担当者**

鈴鹿高等学校・鈴鹿中等教育学校 事務局(事務担当 大矢)

TEL 059-378-0307 受付時間 平日 8:00~18:00

お問合せ先

三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当

TEL 059-224-2161 受付時間 平日 9:00~12:00 13:00~17:00

※国公立高等学校等に在籍する生徒の場合は三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当
電話 059-224-2827 へお問い合わせください。